

富山県精神保健福祉士協会規約

[2012. 6. 9現在]

第1章 名称及び事業

- 第1条（名称） 本協会は、富山県精神保健福祉士協会と称する。
- 2 本協会の略称を「富山県PSW協会」とする。
- 第2条（事務局） 本協会の事務局は、会長の指定する機関に置くこととする。

第2章 目的及び事業

- 第3条（目的） 本協会は、精神保健福祉士の資格の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉に関する普及啓発等の事業を行い、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、国民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 2 本協会は、社団法人日本精神保健福祉士協会富山県支部の機能を含み、その事業及び組織運営について協力する。
- 第4条（事業） 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 会員の職務に関する知識・技術についての研究の促進と、倫理・資質の向上を目的とする会合の開催
 - (2) 機関紙、その他の刊行物の発行
 - (3) 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査研究
 - (4) 内外の関連専門職団体との連携及び協力
 - (5) 会員が協会の組織運営に関して協議する総会の開催
 - (6) 精神保健福祉士の資質の資格制度の充実・発展並びに普及啓発
 - (7) 社団法人日本精神保健福祉士協会との連携及び協力
 - (8) その他、本協会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

- 第5条（資格） 本協会の会員（以下、一号委員）は、富山県内の施設に勤務あるいは、富山県内に在住する社団法人日本精神保健福祉士協会の構成員で、入会を希望するものとする。
- 2 本協会に、細則1に定める二号会員をおくことができる。

- 第6条（入会及び会費） 一号会員の入会は、運営委員会の承認により決定する。
- 入会を希望するものは、入会申込書に必要事項を記入し、申し込むものとする。運営委員会での承認後、細則2に定める入会金及び年会費を払うものとする。
- 2 二号会員の入会については、申し込みのあったものに対し、細則1に定める基準を含めて運営委員会が判断し、承認された場合、細則2に定める入会金及び年会費を払うものとする。

第7条（退 会） 退会を希望するものは、届けを提出し、会長の承認を得るものとする。

第8条（除 名） 二年以上会費を納入しないもの及び会員として著しく不適切な行動があったものは、運営委員会の議決により、退会又は除名とすることができる。

第9条（運営委員） 本協会に次の運営委員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 社団法人日本精神保健福祉士協会富山県選出代議員
若干名（兼任あり）
- (7) 社団法人日本精神保健福祉士協会理事
1名（兼任あり）
- (8) 監事 2名

第10条（選 任） 運営委員は一号会員の中から選出する。

- 2 会長、副会長、事務局長、会計の選出は、運営委員の互選による。監事は会長が委嘱する。

第11条（任 期） 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期満了後でも後任者の就任するまでは、引き続き職務を行う。

第12条（職 務） 会長は、協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、事務局を構成し、事務を統括する。
- 4 会計は、この会を経理する。
- 5 運営委員は、運営委員会を組織し、会務を執行する。
- 6 監事は、本協会の業務及び会計の状況を監査する。監事は、他の役員を兼ねることはできない。

第13条（顧 問） 本協会に顧問をおくことができる。顧問は、会長が委嘱する。

第4章 会 議

第14条（総 会） 会長は、毎年1回通常総会を招集しなければならない。

- 2 会長が必要と認めたときは、または一号会員の三分の一以上の請求があるときは総会を開くことができる。

第15条（定 数） 総会は、一号会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第16条（議 長） 総会の議長は、一号会員の中から選出する。

第17条（議 決） 総会の議事は、多数決をもってこれを決定する。なお、二号会員には議決権はないものとする。

第 18 条（付議事項） 総会の付議事項は、次の通りとする。

- （1） 事業の年次報告ならびに会務の審議
- （2） 予算の審議と決算の承認
- （3） 規約の改正
- （4） その他運営委員会で必要と認めた事項

第 19 条（運営委員会） 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

第 5 章 会 計

第 20 条（経 費） 本協会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第 21 条（予算及び決算） 本協会の予算は、運営委員会の議決を経て、総会の承認を得たうえで、これを決定する。

- 2 運営委員会は、毎年会計年度終了後、決算報告を作成し、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第 22 条（会計年度） 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

細則 1

1. 規約第 5 条 2 項に定める二号会員とは、入会を希望する以下の者とする。

- （1） 富山県内の施設に勤務あるいは在住する精神保健福祉士。
- （2） 富山県内の施設に勤務し、現にソーシャルワークの業務に携わるもので、精神保健福祉士の受験資格をもつ者、あるいは、受験資格取得のために各種学校に所属するもの。

2. 1（2）の者に対しては、規約第 6 条に定める、二号会員の入会判断の基準の中に、運営委員会の指定する研修の受講を含めるものとする。

細則 2

1. 協会の入会金は、3 0 0 0 円、年会費は 3 0 0 0 円とする。二号会員は、入会金 3 0 0 0 円、年会費は 5 0 0 0 円とする。

2. 規約第 6 条に定める会員の入会金は、二号会員が社団法人日本精神保健福祉士協会の構成員となり、一号会員としての入会を希望する場合には免除できるものとする。

附則

この規約は、2 0 0 5 年 5 月 2 8 日から施行する。

附則（2 0 1 0 年 5 月 2 2 日 改正）

この規約は、2 0 1 0 年 5 月 2 2 日から施行する。

附則（2 0 1 2 年 6 月 9 日 改正）

この規約は、2 0 1 2 年 6 月 9 日から施行する。